

財政健全化計画等執行状況報告書

1. 基本的事項

団体名	香川県坂出市	会計名	上水道事業会計	団体担当者	小笠原康夫
承認年度	平成22年度				

2. 判定結果

項目	計画最終年度(又は改善額合計)			当初計画最終年度目標値(又は補償金免除額)		類型
	目標値	実績見込値	乖離値	目標値	乖離値	
① 地方債現在高	—	—	—	—	—	—
② 実質公債費比率	—	—	—	—	—	—
③ 改善額	535.0	609.0	74.0	86.0	523.0	a
④ 公営企業債現在高	4023.0	4023.0	0.0	4176.0	153.0	a
⑤ 累積欠損金比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	a
					総合判定	a

3. その他

(i) 計画及び前年度執行状況の公表状況

計画: 公表なし (HP・広報紙・その他 【 】)
 執行状況: 公表なし (HP・広報紙・その他 【 】)

(ii) 計画及び前年度執行状況の議会への説明

計画: 説明なし
 執行状況: 説明なし

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

(v)改善方針の進捗状況

団体名	香川県坂出市
会計名	上水道事業会計

類型	a
----	---

⑤ 公営企業債現在高

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画最終年度 (平成26年度)	当初計画 最終年度目標値
計画目標値(A)	4,225	4,176	4,114	4,055	4,023	4,176
実績(見込)値(B)	4,186	4,176	4,114	4,055	4,023	
乖離値(C) (A-B)	39	0	0	0	0	153
乖離率(D) (C/A)	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%

(ii) 要因分析

計画最終年度における 未達成の要因	影響額(単位:百万円)					備考	やむを得ない 事情
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
合計	-	-	-	-	-		

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

(v)改善方針の進捗状況

団体名	香川県坂出市
会計名	上水道事業会計

類型	a
----	---

⑥ 累積欠損金比率

(I) 推移表

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画最終年度 (平成26年度)	当初計画 最終年度目標値
計画目標値(A)	-	-	-	-	-	-
実績(見込)値(B)	-	-	-	-	-	-
乖離値(C) (A-B)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乖離率(D) (C/A)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(II) 要因分析

(単位:百万円、%)

	計画最終年度(平成26年度)		再算定値
	計画目標値(A)	実績見込値(B)	
分母(営業収益等)			
分子(累積欠損金)			
累積欠損金比率			

分母悪化要因

(単位:百万円)

要因	影響額(百万円)	備考	やむを得ない事情
合計	-		

分子悪化要因

(単位:百万円)

年度	純損益		乖離値(A-B)	乖離要因	やむを得ない事情
	計画目標値(A)	実績見込値(B)			
平成22年度					
平成23年度					
平成24年度					
平成25年度					
平成26年度					
合計			-		

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

--

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

--

(v)改善方針の進捗状況

--

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率※ (%)	103.7	103.8	100.6	101.3	105.8	104.0	98.9	103.4	100.6	102.3
資本費 (円又は%)										
総収支比率(法適用) (%)	106.3	106.8	104.0	103.6	106.2	104.9	101.3	103.9	103.4	103.0
経常収支比率(法適用) (%)	117.6	116.9	113.2	112.4	106.3	113.6	101.3	111.9	111.1	110.2
営業収支比率(法適用) (%)	117.0	116.5	112.3	112.2	117.6	111.4	110.0	114.0	113.1	112.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準内繰入金 (%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)	1.6	1.9	4.0	2.8	3.1	1.1	3.8	0.1	0.1
	うち基準内繰入金 (%)	1.6	1.9	4.0	2.8	3.1	1.1	3.8	0.1	0.1
うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金改定を行わず将来見込みを作成した。料金収入については、配水量は、平成5年をピークに減少しており、今後も減少する見込みから、減収見込み。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓に関する繰入金のみであり、今後も同様であると考えられる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	基幹管路、水道施設の耐震化及び老朽化施設(浄水場・配水管)等の更新に、大規模投資が見込まれる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	受水費の値上げによる費用増については、時期・値上げ率が、流動的であることから、策定には含めていない。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	⑤	平成元年度56名いた職員数を平成18年3月現在28名に削減。集中改革プランに基づき28名を維持。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		国家公務員の給与構造改革に準じて、平均4.8%給与水準の引き下げや査定昇給制度の導入を柱とした給与構造の抜本的改革を平成19年4月より実施。 特勤手当について、業務手当については、平成19年7月で全廃、他の特殊勤務手当については、今後、月額から日額への変更を検討するなど、廃止を含めた見直しを積極的に進めていく。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当職員なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成19年4月より、退職時特昇は廃止。
◇ 福利厚生事業のあり方		平成15年度より段階的に市職員共済会に対する補助金を給付事業・厚生事業のみに充て、掛け金と1:1の割合で負担することとし
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		受水量の削減について、平成14年度14,500m ³ /日を平成15年度14,200m ³ /日、平成16年度13,500m ³ /日に減らし受水費の削減を行った。そして、平成20年度からは、13,000m ³ /日、平成21年度からは、12,500m ³ /日に削減した。また、委託料を含めた経常経費全体(職員給与費、受水費除く)で年間2百万の経費節減を計画している。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	現在、検針業務・漏水調査業務・宿日直業務・設計業務を外部委託で行っている。今後、他の業務の外部委託等は、未定。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	近隣団体と比べると、平均的な料金となっている。老朽施設更新によって財政状況の悪化が予想されるので、県水受水費値上げの動向を見守りつつ、取り組んでいきたい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算状況・上半期業務状況を市の広報紙に掲載。
○ 行政評価の導入		
4 その他	①・④	浄水場・配水管の老朽化が進む一方、更新が遅れている現状にある。早急・大規模な更新工事が必要。水道局平均在籍期間が短かく、技術力の継承が困難な状況にあることから、今後、知識、技術力を持ったの職員の育成が急がれる。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成14年から平成18年度末にかけて職員数44名から28名に削減、平成15年度から3カ年で鴨川浄水場管理業務を、職員8名から嘱託員8名に変更しました。当面は、現在の職員数を確保の予定。(なお、各年度職員数については、3月31日現在とする。)また、委託料を含めた経常経費全体(職員給与費、受水費除く)で年間2百万の経費節減を計画している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成〇年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金比率	当初計画の目標値											
		(実績値)											
		延長計画の目標値											
		(実績値)											
企業債現在高	当初計画の目標値			4,351	4,303	4,270	4,186	4,176					
	(実績値)			4,255	4,208	4,190							
	延長計画の目標値						4,186	4,176		4,114	4,055	4,023	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
	料金改定率	改善効果額(料金の適正化)											
		未収金の徴収対策	改善効果額										
	一般会計負担金の額	改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用	改善効果額(収入増額)										
	その他()	改善効果額											
		【経費の削減】											
	職員給与費の適正化	職員給与費(退職手当以外)		230	230	230	230	230					
		改善効果額		1.11	1.16	1.16	1.16	1.16	5.75				
		給与水準	改善効果額		1	1	1	1	5				
		その他()	改善効果額		0.05								
	維持管理費等	改善効果額(適正化)		345	327	327	327	327					
		改善効果額		-5	13	13	13	13	47				
	工事コスト	改善効果額(縮減額)											
		改善効果額											
その他()	改善効果額												
	当初計画改善効果額 合計									52.75			
(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									13.99				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
	料金改定率	改善効果額(料金の適正化)											
		未収金の徴収対策	改善効果額										
	一般会計負担金の額	改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用	改善効果額(収入増額)										
	その他()	改善効果額											
		【経費の削減】											
	職員給与費の適正化	職員給与費(退職手当以外)											
		改善効果額											
		給与水準	改善効果額										
		その他()	改善効果額										
	維持管理費等③	改善効果額(適正化)				522	510	520			520	520	520
		改善効果額					12	2			2	2	2
	工事コスト	改善効果額(縮減額)											
		改善効果額											
その他()	改善効果額												
	延長計画改善効果額 合計 A												20

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	20
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	589
A+B+C	609
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	86

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (人)	58,863	58,512	58,223	58,060	57,671	57,146	57,471	57,371	57,271	57,171
年間総有取水量 (m)	7,506,022	7,616,029	7,438,677	7,383,934	7,242,954	7,133,390	7,217,834	7,205,274	7,192,714	7,180,154
公称施設能力 (m/日)	45,235	45,235	45,235	45,235	45,235	45,235	45,235	45,235	45,235	45,235
1日最大配水量 (m/日)	28,422	29,235	27,235	28,416	27,371	26,672	27,121	26,996	26,871	26,746
最大稼働率 (%)	63	65	60	63	61	59	60	60	59	59
供給単価 (円/m)	185	185	185	185	184	184	182	181	180	179
給水原価 (円/m)	178	179	184	183	174	177	176	175	175	175

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成28年度末を目標に統合に向け事務作業を進める予定。